

定期報告の対象となる建築物および対象年・期間

	用 途	規 模	報告対象年・期間
( 1 )	劇場,映画館又は演芸場	地階等床面積が 100 平方メートルを超えるもの,客席床面積が 200 平方メートル以上のもの又は主階が一階にないもの	西暦奇数年を報告対象年とし,期間は 2 年間隔とする
( 2 )	観覧場(屋外觀覧場は除く。)公会堂又は集会場	地階等床面積が 100 平方メートルを超えるもの又は客席床面積が 200 平方メートル以上のもの	西暦奇数年を報告対象年とし,期間は 2 年間隔とする
( 3 )	病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	地階等床面積が 100 平方メートルを超えるもの又は二階床面積が 300 平方メートル以上のもの(二階に患者の収容施設があるものに限る。)	西暦奇数年を報告対象年とし,期間は 2 年間隔とする
( 4 )	旅館又はホテル	地階等床面積が 100 平方メートルを超えるもの、二階床面積が 300 平方メートル以上のもの又は用途床面積が 1000 平方メートル以上のもの	西暦奇数年を報告対象年とし,期間は 2 年間隔とする
( 5 )	百貨店,マーケット,展示場,キャバレー,カフェー,ナイトクラブ,バー,ダンスホール,遊技場,公衆浴場,料理店,飲食店又は物品販売業を営む店舗(10 平方メートル以下は除く。)	地階等床面積が 100 平方メートルを超えるもの,二階床面積が 500 平方メートル以上のもの又は用途床面積が 3000 平方メートル以上のもの	西暦偶数年を報告対象年とし,期間は 2 年間隔とする
( 6 )	事務所その他これに類する用途の供するもの(階数が 5 以上のものに限る。)	用途床面積が 1000 平方メートルを超えるもの	西暦偶数年を報告対象年とし,期間は 2 年間隔とする
( 7 )	共同住宅(法第 52 条第 6 項の規定により共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積を延べ面積に不算入とする措置で,延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度の制限の緩和の適用を受けた建築物に限る。)		西暦奇数年を報告対象年とし,期間は 2 年間隔とする

備考

1. この表において「地階等床面積」とは,地階又は三階以上の階のその用途に供する部分の床面積の合計をいう。
2. この表において「客席床面積」とは,その用途に供する客席の部分の床面積の合計をいう。
3. この表において「二階床面積」とは,二階のその用途に供する部分の床面積の合計をいう。
4. この表において「用途床面積」とは,その用途に供する部分の床面積の合計をいう。
5. 報告期限:対象となった年の 10 月 1 日~11 月 30 日